

大分市公告第138号

大分市救急医療電話相談事業（#7119）運營業務委託に係るプロポーザル参加事業者の公募について

大分市救急医療電話相談事業（#7119）運營業務委託に係るプロポーザル参加事業者を次のとおり、公募します。

令和6年4月10日

大分市長 足立信也



1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

大分市救急医療電話相談事業（#7119）運營業務

(2) 委託期間

① 委託期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

② 準備期間

令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間、本業務委託の受託者は、受託者の負担で委託業務を履行するための準備期間として、必要な対応を行うこと。

③ 履行期間

受託者は、令和6年10月1日から令和7年3月31日まで委託業務を履行すること。

(3) 委託業務の内容

急な病気やケガ等について大分市内に居住又は滞在している方からの電話による相談を受け付け、適切な対処方法や医療機関受診・救急車の要否について助言を行う。

また、休日夜間当番医、救急医療機関、その他救急医療に必要な体制に関する情報を収集し、医療機関の受診を助言する際に情報提供を行う。

(4) 委託上限金額

10,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 参加申込書提出時点において、3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体より、同種又は類似する業務を受託していること。

※同種業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託した#7119業務とする。類似業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託した、#7119類似番号や#8000による電話相談業務や、その他の医療・保健に関する電話相談業務とする。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2. 参加資格」に定めた参加資格要件が備わっていないとき。
- (2) 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) その他不正な行為があったとき。

4. 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒870-8506 大分県大分市荷揚町6番1号
大分市保健所 保健総務課 総務企画担当班
電話番号 097-536-2222

※電子メールにより連絡を行う場合は、電話で到達確認を行うこと。

※送付先メールアドレス：hokensomu@city.oita.oita.jp

(2) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 審査基準
- ④ 関係様式（様式1～8）

(3) 交付資料の配布

令和6年4月10日（水）から同年4月30日（火）午後5時00分までの間に、

(1) の担当部局又はインターネットの「大分市保健所保健総務課ホームページ」から入手するものとする。

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出

(3) により配布する実施要領に示すところによる。

(5) 質問の受付

(3) により配布する実施要領に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(3)により配布する実施要領に示すところによる。

6. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(3)により配布する仕様書及び実施要領に示すところによる。

以上